

令和 7 年 1 月 6 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市消費者保護審議会

会長 松井 和彦

大阪市消費者教育推進計画（第 2 期）の策定について（答申）

大阪市消費者保護条例第 33 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、大阪市長から令和 6 年 2 月 20 日付け大市民消費第 110 号により諮問のありました件について、別紙のとおり答申いたします。